

東北大学歯学教育充実基金定款

(名 称)

第1条 本基金は、東北大学歯学教育充実基金と称する。

(事務所)

第2条 本基金は、事務所を仙台市青葉区星陵町4-1、東北大学歯学部同窓会室内に置く。

(目 的)

第3条 本基金は、東北大学歯学部に在籍する歯学生などの歯学教育や課外活動に必要な支援を行い、もって我が国の歯学、歯科界等の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本基金は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 歯学教育（基礎研究実習・臨床実習）支援
- 2 国際交流・留学、および留学生支援
- 3 文化部および運動部など課外活動支援。
- 4 奨学金支援
- 5 その他第3条の目的達成に資する活動に対する支援

(役 員)

第5条 本基金に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名
監事	2名

(役員を選出)

- 第6条 委員長、副委員長は、委員のうちから基金管理運営委員会（以下、委員会）が選任する。
- 2 委員及び監事は、東北大学歯学部同窓会（以下、歯学部同窓会）、および東北大学歯学部（以下、歯学部）の中から選任する。
 - 3 委員の選任は歯学部同窓会と歯学部のそれぞれの組織において同数を選任し、それぞれの組織の代表が委嘱する。
 - 4 監事の選任は歯学部同窓会と歯学部からそれぞれ1名とし、それぞれの組織の代表が委嘱する。

(委員長)

第7条 委員長は本基金業務を総理し、本基金を代表する。

(副委員長)

第8条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を行う。

(委 員)

第9条 委員は委員会を構成し、会務を掌理する。

(監 事)

第10条 監事は会計及び業務執行の状況を監査する。

2 監事は委員会に出席して、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

(委員会)

第12条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員長が必要と認めたときに招集する。

3 委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

4 この定款に定めるもののほか、委員会の議事・運営については、委員会の定めるところによる。

第13条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

1 第4条の事業執行にかかる支援内容・支援対象者等の選定

2 毎年度の予算及び決算

3 資金の管理

4 本基金の業務に関する重要事項で委員長が必要と認めた事項

(説明：重要事項としては、定款の改正、本基金の解散、残余財産の処分などを含むこととする)

(資 金)

第14条 本基金の資金は次のとおりとする。

一 東北大学歯学部同窓生などからの分担金。

二 その他の寄付金。

三 前各号の資金から生ずる果実。

2 本基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事務局)

第15条 本基金の事務処理するため、事務局を置く。

(説明：基金は同窓会で管理し、基金口座を開設・運用する。事務処理などは同窓会室を事務局として行うこととする。)

(報告)

第16条 各種事業支援に関する報告は歯学部同窓会と歯学部において行うこととする。

(説明：同窓会は同窓会会報など、歯学部はニュースレターなどを用いて行うこととする。)

(定款の改正)

第17条 本定款は委員会の議決に基づかなければ改正することができない。

(解 散)

第18条 本基金は委員会においてその目的を達成したと認めたとき、議決を得て解散する。

(残余財産の処分)

第19条 本基金の解散に伴う残余財産は、委員会の議決を経て処分する。

(説明：定款の改正、解散、残余財産の処分に関しては、委員会でその対応を決めることを前提に、最終的にはそれぞれの組織、すなわち歯学部同窓会と歯学部の双方の了承を求めることとする。)

(補 則)

第20条 この定款施行について必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

附 則

1 本定款は、平成28年4月1日から施行する。

(説明：初めて実施することでもあり、運用は柔軟に対応する。)

役員：10名とする。

委 員 8 名 (歯学部 4 名・同窓会 4 名)

監 事 2 名 (歯学部 1 名・同窓会 1 名)

委 員 長 (同窓会)

副委員長 (歯学部)

委 員 (同窓会、および歯学部各 3 名、計 6 名)

監 事 2 名

歯学教育充実基金支援事業運用細則

この細則は、東北大学歯学教育充実基金定款（以下、単に基金定款と言う）第4条に規定する事業を行うに当たり必要な事項を定める。

1. (基金定款第4条に定める事業)

1) 歯学教育（基礎研究実習・臨床実習）支援

2) 国際交流・留学、および留学生支援

3) 文化部および運動部など課外活動支援

4) 奨学金支援

5) その他第3条の目的達成に資する活動に対する支援

(説明：歯学部学生への各種教育支援に関して、その具体的な選定基準などを明示し、実施することとする。その具体的な選定基準に関して別途、定めることとする。)

2. (申請の方法)

支援を受けようとする者は、各種学生支援申請書等により委員会宛に支援金の申請を行う。

3. (支援金の限度額等)

1) 一件当たりの支援金の限度額は、原則として30万円とする。

2) 当基金以外の団体等より助成を受ける場合であっても、当基金より助成を受けることにより、より一層の効果が期待できる場合は、助成の対象とする。

4. (支援内容・対象者の選定等)

1) 支援対象者の選定は、基金定款第13条1号の定めるところにより委員会が行う。

2) 支援内容選定の具体的方法（申請・審理など）は、委員会にて行う。

5. (支援実績等の報告など)

年度中の支援件数金額等の概要を、歯学部、同窓会双方において、適時それぞれの会報・広報などに掲載し、同窓会員など関係者に知らせる。

6. (本則に定めなき事項)

本則に定めなき事項は基金管理運営委員会が適宜決定し、これを行う。

附 則

1. 本細則は平成28年4月1日から施行する。